

令和4年8月18日

第26回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第26回総会議事録

1. 日 時 令和4年8月18日(木) 午後2時30分
2. 会 場 キョウワグループ・テルサホール 「あづま」
3. 出席委員 20名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 3番 柴山 栄重 4番 吾妻 良博
5番 加藤 良子 6番 中村 謙一 7番 野崎 俊幸
8番 浪岡 真澄 9番 油井 妙子 10番 渡邊 俊春
11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴 13番 菱沼寿美恵
14番 渡邊 正芳 15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子
17番 関 健一 20番 黒澤喜久夫 22番 阿部 哲也
23番 穴戸 薫 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一 21番 齋藤 貴裕
6. 事務局の出席者
事務局 長 関根 卓也
次長兼庶務係長 佐藤 邦彦 主 査 齋藤 明子
農地係長 阿部 三起夫 副主査 菅野 貴裕

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長 会長
ご案内の時間となりましたので、 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長
それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから
会長に進行をお願いいたします。

議長
それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告
をお願いします。

農地係長
18番 安田善喜委員、19番 渡邊友一委員、21番 齋藤貴裕委員より欠席の旨届出が
ありました。

議長
事務局より報告がありましたとおり、本日は定数23名に対し、20名の出席をいただいて
おりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、
本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第26回総会を開催いたします。
福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名
委員を指名させていただきます。
4番：吾妻良博委員、15番：尾形寅昭委員を指名いたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主査を指名いたします。
福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
会期は、本日16時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長
ご異議ございませんので、会期は本日16時30分までと決定いたします。
議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長
【議案第1号から報告までを上程する。(76件)】
合計76件、令和4年8月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長
議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長
2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対す
る処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転3件、所有権移転及び使用貸借権
設定1件、使用貸借権設定1件の計5件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別
添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて
満たすものと考えます。
区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ
しくをお願いいたします。

議長
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番
議長9番(発言を求める。)

議長
9番(発言を許可する。)

9番
整理番号1番についてご説明いたします。先月取り下げとなった案件で、従事者を変更して
再申請があったものです。内容については調査書のとおりです。農地は吾妻開パ内にあり、
平坦で作付け可能であることを確認しております。ただし、メガソーラーに隣接している農
地であり、ハバナロ・行者にんにくを栽培予定であります。今後きちんと作付けされてい
るか継続的にチェックが必要であることを確認し、区域協議会では許可相当と判断いたしま
した。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 農地係長 「異議なし」の声
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 13番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長13番（発言を求める。）
議長 13番 13番（発言を許可する。）
議長 13番 整理番号2番についてご説明いたします。譲渡人が耕作していない農地を貸す案件であります。譲受人は申請地周辺の状況をよく理解している方であり、新規就農で野菜栽培をする予定です。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
「異議なし」の声

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号5番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 15番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長15番（発言を求める。）
議長 15番 15番（発言を許可する。）
議長 15番 整理番号3番につきましては、譲受人は譲渡人の娘であり、夫婦で新規営農開始するために農地を求めるものであります。贈与と使用貸借権の設定です。5年間農地転用をせずに耕作するという誓約書もいただいております。整理番号4番につきましては、譲渡人の父が耕作していた畑ですが、相続してから耕作できず、保安全管理も大変だということで地続きで耕作している譲受人に譲る案件であります。さといもを耕作する予定であります。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
「異議なし」の声

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号7番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 24番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長24番（発言を求める。）
議長 24番 24番（発言を許可する。）
議長 24番 整理番号5番についてご説明いたします。譲受人は自宅から少し離れた場所で耕作しておりましたが、自宅脇の農地を譲り受けることになりました。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
「異議なし」の声

議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から5番までの5件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	整理番号1番の案件ですが、申請人はきゅうり・トマトを中心とした専業農家の方です。現在の作業小屋が老朽化しているため、新しく農業用倉庫を建てるものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
農地係長	4ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件の計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号2番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	4番（発言を許可する。）
4番	整理番号1番の案件ですが、田を畑として使用するための土地改良ということで、区域協議会では許可相当と判断しております。整理番号2番と3番であります。第2種農地であり、周辺も宅地化している場所です。譲渡人は相続してこの農地を取得いたしましたが、奥様が亡くなり、ご自身も入院している状況であります。不動産業者が仲介に入っております。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
1番	議長1番（発言を求める。）

議長	1番（発言を許可する。）
1番	整理番号2番と3番については、宅建法に抵触しないでしょうか。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	6番（発言を許可する。）
6番	区域協議会としても慎重に確認を取り、慎重に審議いたしました。耕作が困難な状況であり、申請地は第2種農地であり、周辺も宅地化しており農地として継続していくには困難な場所です。総合的に判断し、許可相当としております。
議長	この件について、事務局はどう捉えているか。
事務局長	今回の案件は区域協議会でも慎重に審議した結果であり、不動産業者が仲介に入った契約であることから、問題はないものと思います。
議長	1番、よろしいですか。
1番	はい。
議長	その他、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	9番（発言を許可する。）
9番	整理番号4番について説明いたします。譲受人の法人が、電線の張替え工事を行うための一時転用になります。現在耕作されていない農地であり、周辺農地への影響もないことから、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	13番（発言を許可する。）
13番	整理番号5番について説明いたします。申請地は住宅街の中にある畑で、以前はりんごを耕作しておりましたが、譲渡人が体調を崩し、耕作できなくなった農地です。周辺農地への影響はなく、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号6番についてご説明いたします。申請地は譲渡人が相続して取得し、ここ数年遊休状態であった農地であります。周辺は宅地化が進んでいる第3種農地であり、周辺に農地もない場所であり、譲受人が露天資材置場として利用したいという案件です。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号7番の説明をいたします。申請地に隣接する宅地の開発に伴い、道路と水路に挟まれた三角形の角地であるこの土地も合わせて宅地化する案件です。周辺に農地はなく、営農には支障がありません。整理番号8番につきましては、申請人は親子関係であります。分家住宅を建てる案件であり、周辺の営農への影響もありません。いずれも区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	6ページをご覧ください。議案第4号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分についての案件は、「福島市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱」に基づき、「福島市空き家バンク実施要綱」に規定する空き家バンクに登録された空き家に付随する農地に限り、別段の面積を0.01アールに設定をするもので、計1件の案件です。申請にあつては、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、空き家に付随した農地としての要件を満たすことを確認いたしました。 区域番号7番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号1番についてご説明いたします。申請者は、申請地の脇に旦那さんと住んでおりま

したが、旦那さんに先立たれ、現在一人で住んでおります。家と農地を処分し、県外に住む息子さんのところへ身を寄せるものです。宅地を通らないと農地へ行くことができないため、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が16件、54,229㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、耕作面積・従事日数などを満たしているものと考えます。

8ページ、区域番号2番、整理番号1番から5番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号1番につきましては、利用権を設定する者が高齢になり、農地の保安全管理も大変になったということで借り受け先を探しており、果樹や水田を耕作する設定を受ける者が引き受けることになった案件です。整理番号2番、3番、5番につきましては、いずれも利用権を設定する者が同じで、昨年夫が亡くなってから農地を誰かに貸したいということで、整理番号2番については複合経営をしている設定を受ける者、整理番号3番と5番については地続きで耕作している設定を受ける者に貸すことで話がまとまった案件です。整理番号4番につきましては、利用権の設定を受ける者は果樹専門で営農している方で、家族で営農しており問題ありません。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号6番及び7番の2件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号6番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける者は新規就農で、現在はいちご農家で働いております。いちご栽培で独立するため農地を求めるものです。設定をする者は、夫が亡くなってから耕作していない農地を、活用してほしいとのこと。整理番号

7番につきましては、利用権を設定する者が、以前から農地を貸したいという意向を示しており、今回設定を受ける者がワイン用のぶどうの作付けをすることで契約が成立した案件です。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号8番から11ページ12番までの5件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号8番から整理番号11番までの案件は、もともと父親名義で契約していたものを、今回息子さんの名義に変更したもので、特に問題ありません。整理番号12番については、利用権の設定を受ける者は新規就農者で、意欲的な方であり問題ありません。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号13番及び14番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号13番、14番についてご説明いたします。どちらも利用権の設定を受ける者は同じ法人であります。十数年前からこの農地を耕作しておりますが、今回農地中間管理機構を通しての契約に変更したものです。今後も適正に耕作されるものと、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号15番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号15番についてご説明いたします。申請人は親子関係であり、利用権を設定する者である父親の農地の一部を借り受けて、新規就農しアスパラを耕作する案件であります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声
 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
 区域番号7番、整理番号16番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願
 いたします。
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 24番 議長、24番（発言を求め。）
 議長 24番（発言を許可する。）
 24番 整理番号16番については新規契約になっておりますが、利用権設定していた農地を農地中
 間管理機構に切り替えて、契約期間を長期に変更したため新規になっております。区域協議
 会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声
 議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、
 ご異議ございませんか。
 「異議なし」の声
 議長 異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案の
 とおり決定いたします。
 次に、報告を事務局よりお願いします。
 農地係長 議案書13ページ、報告第1号から21ページ報告第5号は、議案書に記載のとおりとなり
 ますのでお読み取りください。
 議長 これで本日の議事を全て終了いたします。
 会長職務代理 閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いたします。
 （会長職務代理より閉会の言葉）
 慎重審議ありがとうございました。
 これで、第26回総会を終了いたします。

(午後3時35分)

令和4年8月18日

これは、福島市農業委員会第26回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 4番 _____

議事録署名人15番 _____